

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成18年8月31日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

静岡鑑定団八幡店

静岡市駿河区八幡五丁目8番3号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ノジマ 神奈川県相模原市横山一丁目1番1号 代表取締役 野島廣司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

有限会社神成 静岡市葵区牧ヶ谷2140番地 代表取締役 成川政明

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年4月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,392平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	121台
駐輪場の位置及び収容台数	72台
荷さばき施設の位置及び面積	109.19平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	33.49立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
開店時刻	10:00
閉店時刻	2:00
駐車場を利用できる時間帯	9:30～2:15
駐車場の出入口の数及び位置	6箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	8:00～10:00

8 届出年月日

平成18年8月24日

公 告

平成18年8月31日付けで公告した下記店舗に係る大規模小売店舗立地法に基づく届出について、次のとおり誤りがあったので訂正する。

平成18年10月5日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
静岡鑑定団八幡店
静岡市駿河区八幡五丁目8番3号
- 2 訂正事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(誤) 有限会社神成
(正) 株式会社神成